



文部科学省

令和4年 監事研修会

学校法人制度の概要及び 私立学校法の改正について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

課長補佐 片見 悟史

1 学校法人制度の概要

2 これまでの私立学校法改正について

3 今後の私立学校法改正の検討状況について

1 学校法人制度の概要



学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

寄附行為審査基準

学校法人会計基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・補助金
等について規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

◎ 私立学校法（昭和24年法律第270号）

（この法律の目的）

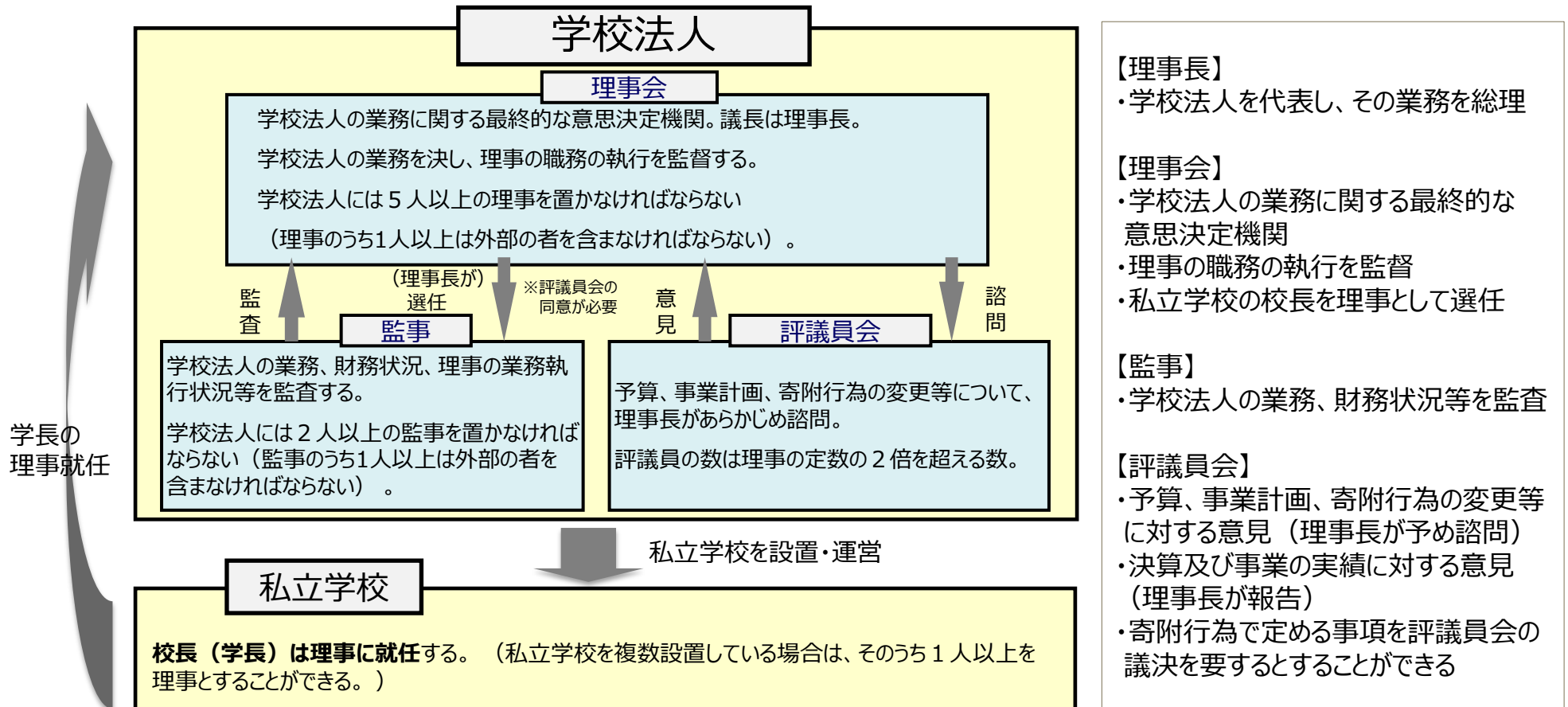
第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

学校法人の仕組み

- 学校法人の業務に関する**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**。**理事長は、寄附行為の定めるところにより選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- **設置する学校の学長のうち1人以上は、学校法人の理事として経営に参画**する。



参考：監事の職務等に関する規定

○私立学校法

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

(役員職務等)

第三十七条 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員選任)

第三十八条 (略)

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び財団法人に関する法律の読替え

(監事による理事の行為の差止め)

第百三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 これまでの私立学校法改正について

平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、**様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化**のため、各学校法人における**管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進**し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

- (1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照
理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。
- (2) 財務情報の公開 (第47条関係)
学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。
- (3) 私立学校審議会の構成の見直し (第10条関係)
各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 施行期日

平成17年4月1日

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。（第36条関係）

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。（第37条第1項関係）

ウ 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。（第37条第2項及び第49条関係）

エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者（以下「外部理事」という。）を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。（第38条第5項及び第6項関係）

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。（第30条関係）

② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。（第37条第3項関係）

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。（第38条第4項及び第39条関係）

③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。（第42条第1項関係）

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。（第46条関係）

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるのではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の**自主性を尊重しつつ**、私学全体に対する不信感につながるような**異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備**。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律 イメージ

赤枠 の措置を新たに設け、異例の事態に適切に対応。

学校法人



学校法人の運営が
法令違反・著しく不適正
な状態

運営改善

学生等の保護

学校法人の
健全・持続的
な運営へ

改善

所轄庁

報告徴収
・
立入検査

私立学校法第63条

違反の
事実等
を確認

弁明の
機会付与

第3項・第4項

意見聴取

第2項

措置命令

第1項

従わない
場合

役員
の
解任勧告

第9項

違反

解散命令

私立学校法第62条

私立学校法第60条

留意点

- 報告徴収・立入検査を行う際は、私立学校審議会等と連携し、私立学校審議会等の意見を聴くことが望ましい。
- 学校法人に法令違反等の事実が確認された場合は、理事の忠実義務違反が問われる可能性がある。

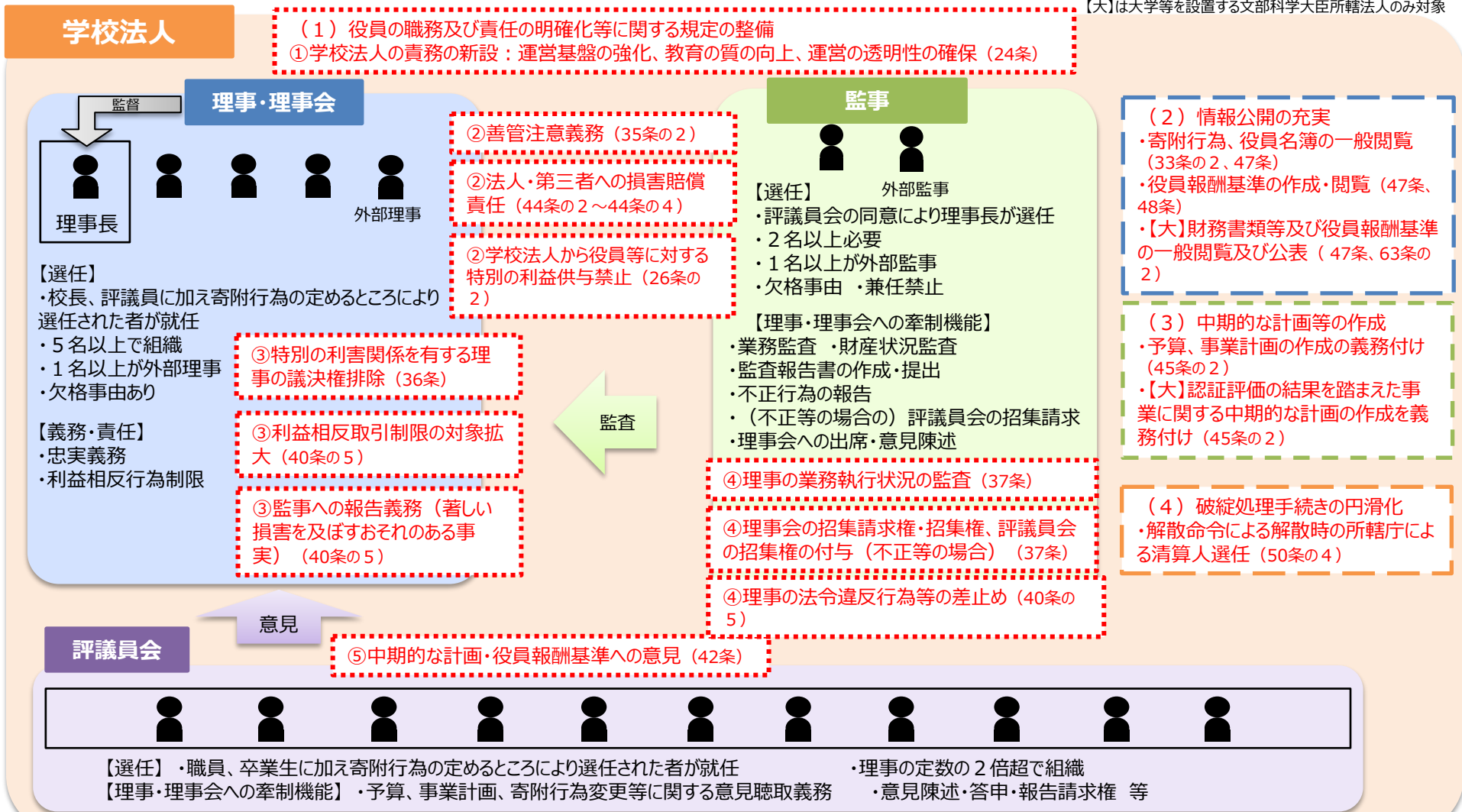
令和元年私立学校法の改正について（概要）

令和2年4月1日施行

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
 (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

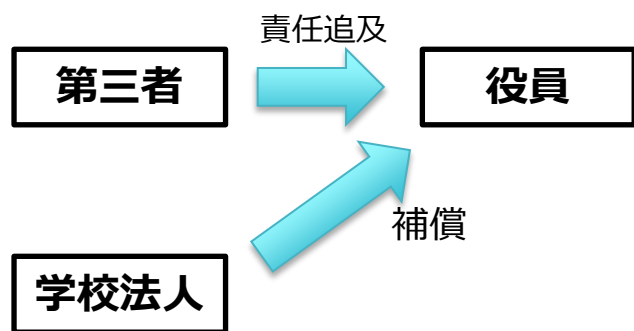


会社法改正に伴う私立学校法等の改正①

1. 会社法整備法による**私立学校法**の改正について

- 令和元年会社法改正に合わせ、学校法人の役員についても「**補償契約**」「**役員賠償責任保険契約**」の**位置付けを明確化**する改正が行われた（改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の2・第118条の3）。
- 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日

① 補償契約（準用一般法人法第118条の2）



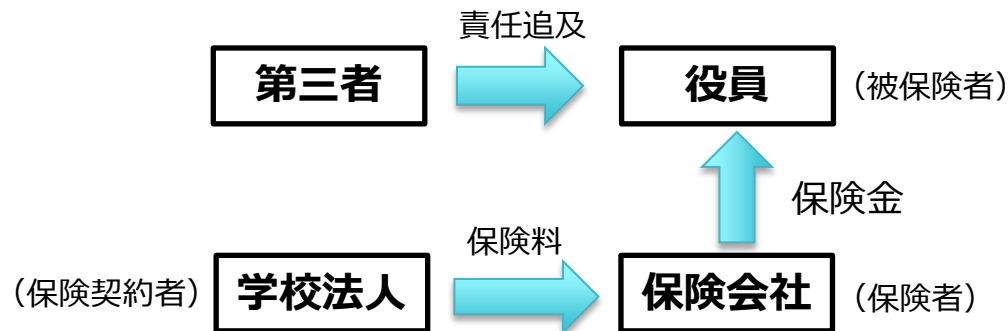
法人・役員間の契約で以下の費用を補償

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには**理事会の決議**が必要

※利益相反行為の関連規定（第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等）は**不適用**

② 役員賠償責任保険契約（準用一般法人法第118条の3）



法人・保険会社間の保険契約で以下の損害を填補

- ✓ 防御のための弁護士費用等
- ✓ 損害賠償・和解による支出

契約内容を決定するには**理事会の決議**が必要

※利益相反行為の関連規定（第40条の5で準用する一般法人法第84条第1項・第92条第2項、民法第108条等）は**不適用**

会社法改正に伴う私立学校法等の改正②

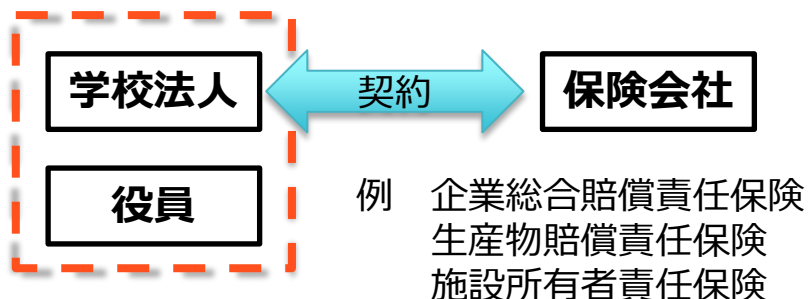
2. 私立学校法施行規則の改正について

- ❑ 会社法改正に伴う私立学校法の改正により、役員損害賠償責任保険契約の法的位置づけが明確化され、契約内容の決定には学校法人の理事会の決議を要することとされた（改正私立学校法第40条の5で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3）。
- ❑ 改正私学法において、「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約として文部科学省令で定めるもの」は、理事会決議手続の適用除外とされているところ、**適用除外となる保険契約の範囲を私立学校法施行規則に定めた（第3条の5）**。
- ❑ 施行日 令和3年3月1日 ※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日

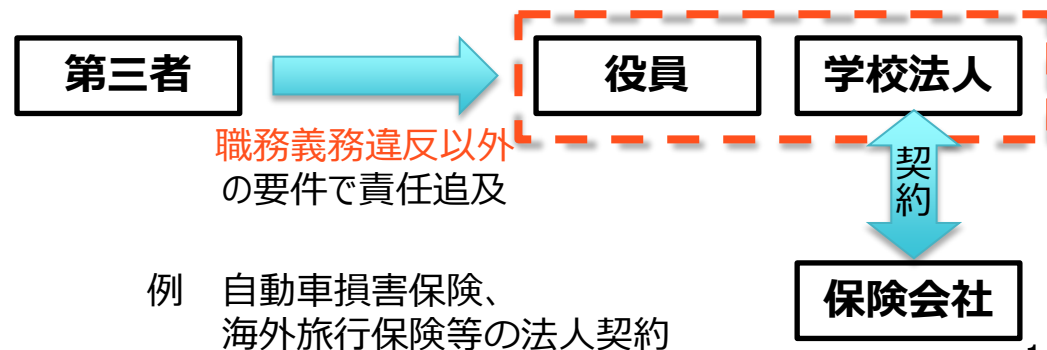
主な改正の概要

役員賠償責任保険契約のうち、**理事会決議手続の適用除外とされる「契約締結により被保険者たる役員の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約」**として、以下の2つを定める。（第3条の5の新設）

- ① 法人が負う損害賠償責任について法人を被保険者とする責任保険契約で、**附帯して役員を被保険者とするもの**のうち、**法人の損害填補を主たる目的とするもの**



- ② 役員が個別に負う賠償責任について役員を被保険者として法人が締結する責任保険契約のうち、**役員の職務義務違反に関連を有しない部分**



会社法改正に伴う私立学校法等の改正③

3. 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（令和3年2月3日付私学部長通知）

施行通知において、留意事項として以下の**4項目**をお示ししていますので、運用に当たって御留意をお願いします。

① 役員の**責任の明確化**及び**事業報告書**の取扱い

- ❑ 役員の責任の明確化に当たっては、役員の職務執行の委縮を防ぐとともに、役員と学校法人の利益相反や役員の任務懈怠の懸念が生じないようにすること。
- ❑ 補償契約、役員賠償責任保険契約、責任限定契約等を締結している場合は、内容等を事業報告書に記載し、事業実績の一環として評議員会に適切に報告すること。

③ 補償契約に基づく補償に係る報告についての**理事会議事録**の取扱い

- ❑ 補償契約に基づき補償を実行した理事・補償を受けた理事が当該補償について理事会に報告した際に、述べられた意見・発言概要を理事会の議事録に記載すること。

② 補償契約又は役員賠償責任保険契約の**内容の決定**

- ❑ 理事会の決議によるべき場合は、新規に契約を締結する場合のみならず、契約の変更や更新についても、契約期間・対象者等の主たる契約内容の変更を伴う場合が含まれること。
- ❑ 理事会による決定を、理事会から特定の理事や常任理事会等に委ねることは想定されないこと。

④ 役員賠償責任保険契約の保険料に係る**税務**上の取扱い

- ❑ 私立学校法の規律に適切に従って、学校法人が役員賠償責任保険契約の保険料を負担した場合には、当該保険料の負担は被保険者たる役員個人への経済的利益の供与ではなく、当該役員個人に対する給与課税を行う必要はないこと。

3 今後の私立学校法改正の検討状況について

これまでの検討経緯

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019

（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2021

（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革^{（注）}につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するため。

経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

学校法人について、沿革や多様性に配慮しつつ、社会の要請に応え得る、実効性あるガバナンス改革の法案を、秋以降速やかに国会に提出する。

有識者会議開催状況

○学校法人のガバナンスに関する有識者会議

（令和2年1月～令和3年3月）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

○学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～令和3年12月）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改革に向けた改革案の全体像を取りまとめ。

○学校法人制度改革特別委員会（令和4年1月～）

「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえつつ、学校法人の沿革や多様性にも配慮し、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を実現するため、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、丁寧な合意形成を図るため、令和4年1月より開催。令和4年3月に、「学校法人制度改革の具体的方策について」を取りまとめ。

大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会

- ◆ 学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正の方向性について、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、その合意形成を図ることを目的として設置。
- ◆ 「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえ、今後目指すべき私立学校の運営の在り方及びそのための改革の全体像を広く検討。

協議事項

- 理事、監事及び評議員の選解任、資格、権限等について
- 理事長の選定解職等について
- 会計監査人の設置について
- 内部統制システムの整備について
- 子法人の扱いについて
- 過料・刑事罰の在り方について
- その他

スケジュール

- 第1回 1月12日
(主な論点に関する団体への意見照会)
- 第2回 2月9日
- 第3回 2月22日 (主査覚書①)
- 第4回 3月9日 (主査覚書②)
- 第5回 3月17日 (報告書案①)
- 第6回 3月22日 (報告書案②)

委員一覧

- 佐野慶子 公認会計士
- 西岡佳津子 (株)日立製作所 取締役会室長
- ◎福原紀彦 中央大学法科大学院 教授・前学長、
弁護士(マリタックス法律事務所)、
(一財)私学研修福祉会 理事長、
(一社)大学スポーツ協会 (UNIVAS) 代表理事・会長
- 梅本寛人 弁護士(京橋・宝町法律事務所)
- 尾崎安央 早稲田大学法学学術院 教授
- 米澤彰純 東北大学 国際戦略室副室長・教授、
総長特別補佐(国際戦略担当)
- 田中愛治 (一社)日本私立大学連盟 会長、早稲田大学 総長
- 小原芳明 日本私立大学協会 会長、玉川大学 理事長・学長
- 川並弘純 日本私立短期大学協会 常任理事、
聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長
- 嵯峨実允 日本私立中学高等学校連合会 常任理事、学校法人藤華学院 理事長
- 重永睦夫 日本私立小学校連合会 会長、
東京都市大学グループ学校法人五島育英会 評議員、
前 東京都市大学附属小学校 校長
- 尾上正史 全日本私立幼稚園連合会 副会長、
学校法人福岡幼児学園 紅葉幼稚園 理事長・園長
- 福田益和 全国専修学校各種学校総連合会 会長、学校法人福田学園 理事

◎：主査

1 私立学校法と学校法人の独自性

- 学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度で複雑な戦略的経営が必要。**
経営と教学の協調を図りながら、運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の向上という責務を果たす独自性を考慮すべき。
- 現在の制度は、所轄庁の違いや規模の大小等、**多様な学校法人を尊重し、柔軟に対応**することができる**包括的な制度設計**。
- 現在の評議員会の位置付けは、私的財産の抛出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理**するという固有性を踏まえたもの。
- 評議員会について、建学の精神に力点を置いた寄附行為の番人（＝伝統的なガバナンス構造）、教育研究活動の拡大等に伴う幅広い関係者との対話による公共性の維持（＝現代的なガバナンス構造）のそれぞれで、**業務執行に対するけん制機能の健全な実質化が必要**。
- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展を踏まえ、ガバナンス構造について、**社会的な信頼を確保すべき要請**が強まっている。

2 学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

2-1 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

- 「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限を明確に整理・分配。
私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する必要。
- 不祥事発生の背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべき。
- 現状において問題がないとしても、改革が不必要であるとは言えず、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、法的規律で明確化。

2-2 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

- 必要となる法的規律は共通に明確化して定めつつ、**所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容**するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。その際、知事所轄学校法人であっても、全国的に展開する等の大規模法人については、大臣所轄学校法人と同等の扱いとすることも検討。
- あわせて、現状の機関構造からの変更については、負担の回避・軽減と継続性に鑑み、**知事所轄学校法人については慎重に措置し、必要に応じて経過措置**を検討。

2-3 各種ガバナンスのエンフォースメント

- 適切な機関構造の設計により**重層的にけん制機能を確保**するとともに、事業報告書等の**情報公開等によるガバナンスの実効性を確保**することが必要。
- 理事会・評議員会の適正な運営確保、訴訟制度の整備、刑事罰の新設（特別背任・贈収賄等）などについて、他法人制度を参考に導入。
- ソフトローとしてのガバナンスコードの見直しや実効性確保の方策についても、**必要な支援を行いつつ、自主的な検討と改善を促進**。

3 学校法人改革の具体的方策

3-1 学校法人における理事会・評議員会の地位

(1) 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- 大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更（任意解散・合併、それに準じる程度の寄附行為の変更）について、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。基礎的変更に関わらない業務に関する事項については、現行制度を維持。
- 知事所轄学校法人においては、現行制度を維持。

(3) 評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

- 理事の選任については、評議員会その他の機関を選任機関として寄附行為上で明確化。評議員会以外の機関による選任の場合は、評議員会からの意見聴取を義務付け。
- 理事の客観的な解任事由（法令違反、職務義務違反、心身の故障等）を法定。
- 評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。大臣所轄学校法人の評議員会の招集要件を緩和。
- 校長理事制度は、解任事由がある場合に理事としての解任がなされることを前提に維持。
- 理事の任期は4年を上限とし（再任は可）、監事・評議員の任期を超えない範囲で寄附行為で定める。
- 監事の不正報告、所轄庁の解任勧告の対象に評議員を含める。

3-2 学校法人における監査体制の充実

(1) 監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

- 監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- 理事と同様、監事の客観的な解任事由を法定。
- 監事の任期は理事の任期と同等以上となるよう寄附行為で定める。
- 大規模大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- 評議員会と協働し、的確な判断をするため、監事が評議員会に出席し、意見を述べる責務を明確化。

3-3 その他

- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、これまでの不祥事案を踏まえ、他の公益法人制度に合わせて刑事罰を新設。
- 学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み、評議員、外部理事等の理解を積極的に得る努力をしつつ、「寄附行為」の名称は維持。

(2) 理事会の監督機能によるガバナンス強化

- 理事会による理事長の選定・解職を法定。
- 重要事項の決定につき、個別の理事への委任を禁止。
- 理事に対し理事会への職務報告を義務付けるとともに、理事会の構成や活動状況等の情報について、事業報告書における情報開示を促進。
- 大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を現行の最低1人から引き上げ。

(4) 評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

- 評議員の選任については、評議員会を選任機関として明確化し、理事・理事会による選任に一定の上限を設定。あわせて、評議員に求める資格・能力の要件を明確化。
- 理事と評議員の兼職を禁止。あわせて、評議員の下限定数を引き下げ。
- 評議員会機能の健全な実質化・可視化を図るため、役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。知事所轄学校法人については、規模や関係者の範囲も踏まえて円滑な事業継続に配慮。
- 評議員の任期は6年を上限とし（再任は可）、寄附行為で定める。

(2) 重層的な監査体制の構築

- 大臣所轄学校法人において、リスクマネジメントや内部監査、監事への内部通報等の内部統制システムの整備を理事会に義務づけるとともに、会計監査人による会計監査を制度化。その際、私学法及び私学振興助成法に基づく計算書類や会計基準を一元化し、両法に基づく監査の重複を排除。
- 事業報告書において学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する仕組みとするとともに、計算書類においてはセグメント別の情報表示を検討。
- 子法人の設置により、ガバナンス構造に間隙が生じないよう、計算書類の注記における記載事項等の見直しを検討するとともに、監事・会計監査人の調査対象に子法人を含める。

目的

学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の選任及び解任の手續、理事会及び評議員会の権限及び運営等の学校法人の管理運営に関する規定を整備するとともに、特別背任罪等の罰則について定める。

基本的な考え方

- 「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立する。
- 所轄庁の違いや、規模に応じた区分を設け、学校法人の実情に対応する。その際、所要の準備期間を設けるとともに必要に応じて経過措置を定める。

主な内容

(1) 学校法人における意思決定

- 大臣所轄学校法人における学校法人の**基礎的変更**に係る事項（任意解散・合併）及び**重要な寄附行為の変更**は、理事会の決定とともに**評議員会の決議（承認）**を要する。

(2) 理事・理事会

- 理事長の選定・解職は理事会で行う。
- 理事の選任機関として、評議員会その他の機関を寄附行為で定める。評議員会以外の機関が理事の選任を行う場合は、あらかじめ選任機関において評議員会の意見を聴くこととする。
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に**理事の解任を当該選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。**

(3) 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。
- 理事・理事会により選任される評議員の数や割合に一定の上限を設けるとともに、評議員の定数に占める役員近親者や教職員等の割合に一定の上限を設ける。
- 評議員の不正行為や法令違反を、監事による所轄庁・理事会・評議員会への報告や所轄庁による解任勧告の対象に加える。

(4) 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。

(5) 会計監査

- 大臣所轄学校法人では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。

(6) その他

- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての**刑事罰**を整備する。